

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

1. 検討の必要性

○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムは、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日。以下「推進会議決定」という。）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施されている。

（参考）推進会議決定

- ・文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。
- ・我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

○文部科学省においては、昨年12月、法曹人口についての推進会議決定を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模を当面2,500人程度と設定し、本プログラムを継続実施するとしたところ、平成29年度の入学定員は2,566人となる見込みとなった。

○法科大学院の定員規模の目標がほぼ達成される状況となったことを踏まえ、本プログラムに適切な修正を加えることが必要。

2. 現行プログラムの概要

以下の方法に基づき、基礎額及び加算額の算定率を計上した上で、両者の合計が見直し対象の公的支援の額（国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額、私立大学等経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額）の範囲内となるよう調整を行う。

【基礎額算定率の設定方法】

○以下の5指標に基づき、3つの類型に分類し、基礎額を設定。

- ・司法試験の累積合格率（60%以上、70%以上には加点）
- ・法学未修者の司法試験合格率
- ・入学者選抜における競争倍率
- ・直近の入学定員の充足率（入学者数が3年連続して10名未満の場合0点）
- ・法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合、又は社会人の入学者数・割合

○上記分類を行った際、第3類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、以下の指標を加えた6指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- ・地域配置の状況、又は夜間開講の状況

【加算額算定率の設定方法】

○各法科大学院から提案された取組のうち、優れた先導的な取組と評価されたものに応じて加算率を算出する。その際、競争倍率が2倍未満の場合は加算率を減ずる。

3. 考えられる見直しの方向性

現行プログラムについて、以下の点を検討してはどうか。

【基礎額算定率の設定方法】

○入学定員の充足率

- ・入学者選抜に関する指標として、入学定員の充足率と、入学者選抜における競争倍率を合わせて設定しているが、目指すべき定員規模をほぼ達成する見込みであることを踏まえ、入学定員の充足率については指標を削除してはどうか。
- ・一方、入学者数が10名を下回る場合は、教育の質への影響が懸念されることを踏まえ、引き続き、入学者数10名以上を求めることとしてはどうか。

○機能分化の促進（夜間開講）

- ・法科大学院の機能分化を促す観点から、夜間開講の状況については、現行の第3類型該当校への加算措置に加え、社会人の入学者数・割合が基準を満たし、かつ授業の録音・録画、長時間利用可能な自習室の整備といった社会人学生への学習支援の取組が行われている場合に、全ての法科大学院について加点要素とすることとしてはどうか。その際、教育実績も重要であるため、直近の司法試験の合格率が平均の半分を上回っている場合のみの措置としてはどうか。

【加算対象となる取組例】

○学部等との連携

- ・法科大学院の教育力向上の重要性に鑑み、現在、加算対象となる取組例として挙げられている学部等との連携について、志願者確保のための取組のみならず、教育力向上のための取組も例示してはどうか。

【別表 1】 指標と点数の関係

		指標	点数
①	司法試験の合格率	累積合格率 ^{※1} が全国平均以上 (累積合格率が 70%以上 +6 点) (累積合格率が 60%以上 +4 点)	12 点
		累積合格率が全国平均未満の場合 ・ 下記以外	6 点
		・ 「合格率が全国平均の半分未満」が 3 年連続した場合	0 点
②	法学未修者の司法試験の合格率	「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回以上	8 点
		「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回未満 ・ 下記以外	4 点
		・ 「合格率が全国平均の半分未満」が 3 年連続した場合	0 点
③	入学者選抜における競争倍率	2.0 倍以上	8 点
		1.5 倍以上かつ 2.0 倍未満	0 点
		1.5 倍未満	-4 点
④	入学定員の充足率 ^{※2}	直近の入学定員の充足率が 70%以上	8 点
		直近の入学定員の充足率が 70%未満の場合 ・ 下記以外	4 点
		・ 直近 3 年連続して 50%未満の場合	0 点
		上記に関わらず、3 年連続して入学者が 10 名未満である場合	0 点
⑤	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が 10 人以上かつ割合が全国平均以上	4 点
	----- 又は -----	上記以外	0 点
	社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が 10 人以上かつ割合が全国平均以上	4 点
	----- 又は -----	上記以外	0 点
⑥	地域配置 ^{※3}	同一都道府県内に 2 校以下	4 点
	----- 又は -----	同一都道府県内に 3 校以上	0 点
	夜間開講 ^{※4}	実施	4 点
	----- 又は -----	実施せず	0 点

※1 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 入学定員見直し後の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が 15 人未満である場合、入学定員の見直しを行ったものとみなさない。

※3 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※4 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表 2】 点数と類型の関係

点数	類型
33 ～ 46 点	第 1
27 ～ 32 点	第 2A
20 ～ 26 点	第 2B
13 ～ 19 点	第 2C
-4 ～ 12 点	第 3

別表3 類型と基礎額・加算対象となる取組例と加算率について

1. 基礎額

第1類型	第2類型			第3類型
	A	B	C	
90%	80%	70%	60%	0%

2. 加算対象となる取組例

(1) 第1類型

取組例
<ul style="list-style-type: none"> 質の確保を前提とした早期卒業・飛び入学制度の活用、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直し、理論と実務に精通した教員養成コースの創設、LL.M取得等を目的とした海外LS留学促進など、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築 第2・3類型該当校との連携・連合を通じた支援プログラム

(2) 第2類型

取組例
<ul style="list-style-type: none"> 教育課程や教育方法の抜本的見直しなど、各法科大学院の課題を解決するための先導的な教育システムの構築 第1～3類型該当校との連携、連合

(3) 第1・2類型共通

取組例
<ul style="list-style-type: none"> 質の高いエクスターンシップ先の開拓、最新の法的課題に対応した継続教育など、これまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出するための先導的な教育プログラムの開発 ICTを活用した教育連携・教材開発などによる社会人や地方在住者への教育機会の充実 学部等との連携による、多様なバックグラウンドを有する志願者確保のための取組 企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組

(4) 第3類型

取組例
<ul style="list-style-type: none"> 第1・2類型該当校との連合

※取組例はあくまで例示であり他の取組を申請することも可能。具体的には審査委員会で審査して判定。

3. 加算率

取組ごとの加算率は+5%～+20%とする。ただし、連携・連合の場合は+10%～+70%とする。

※連携の取組の加算率は、通常の取組の加算率より高く設定。連合の取組は連携の取組より加算率を高く設定。

※特に都市部の第1類型該当校と地方の法科大学院との連携・連合の取組に対する加算率は更に高く設定。

※加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応。

※審査結果に基づく加算が行われた大学のうち、競争倍率1.9倍未満の大学については以下により算定した数値に減額する。

(1.9倍未満～1.5倍以上で加算率の×0.9、1.5倍未満で加算率の×0.5)

参考:入学定員・組織見直しに係る施策の実施状況について

年度	施策	入学定員・組織見直し	
		入学定員	学生募集停止・廃止
H19		5,825人 (ピーク)	
H20		5,795人 対前年度 ▲30人 (▲0.5%) 対ピーク時 ▲30人 (▲0.5%) 削減校数 1校	
H21	H21.4 中教審で「入学定員の見直し」を提言 競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠	5,765人 対前年度 ▲30人 (▲0.5%) 対ピーク時 ▲60人 (▲1.0%) 削減校数 2校	
H22	H22.9 「公的支援の見直しについて」を公表 「司法試験合格率」及び「入学者選抜における競争倍率」に係る指標を設定	4,909人 対前年度 ▲856人 (▲14.8%) 対ピーク時 ▲916人 (▲15.7%) 削減校数 53校	【学生募集停止表明】 H22.5 姫路獨協大(H23.4より停止、H25.3をもって廃止)
H23		4,571人 対前年度 ▲338人 (▲6.9%) 対ピーク時 ▲1,254人 (▲21.5%) 削減校数 23校 〔中教審提言等を踏まえ、H23年度までに全ての法科大学院が入学定員を削減〕	【学生募集停止表明】 H23.8 大宮法科大学院大 (H25.4より停止、H28.4をもって廃止) → 桐蔭横浜大と統合
H24	【公的支援の見直し対象(6校)】 大宮法科大学院大、大東文化大、東海大、明治学院大、関東学院大、桐蔭横浜大 H24.9 「公的支援の更なる見直しについて」を公表 〔「入学定員充足率」に係る指標を追加〕	4,484人 対前年度 ▲87人 (▲1.9%) 対ピーク時 ▲1,341人 (▲23.0%) 削減校数 8校	【学生募集停止表明】 H24.5 明治学院大(H25.4より停止) H24.7 駿河台大(H25.4より停止) 神戸学院大(H25.4より停止、H27.3をもって廃止) H25.3 東北学院大(H26.4より停止)
H25	【公的支援の見直し対象(4校)】 島根大、大東文化大、東海大、愛知学院大 H25.4~H25.6 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請 H25.11 「公的支援の見直しの更なる強化について」を公表 〔全ての法科大学院を対象に、これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価して、公的支援の配分にメリハリを付ける仕組みに改善〕	4,261人 対前年度 ▲223人 (▲5.0%) 対ピーク時 ▲1,564人 (▲26.8%) 削減校数 9校	【学生募集停止表明】 H25.6 大阪学院大(H26.4より停止) H25.6 島根大(H27.4より停止) H25.12 大東文化大(H27.4より停止) H26.1 東海大(H27.4より停止) H26.2 信州大(H27.4より停止) H26.3 関東学院大(H27.4より停止) 新潟大(H27.4より停止) 龍谷大(H27.4より停止) 久留米大(H27.4より停止)
H26	【公的支援の見直し対象(18校)】 愛知学院大、大東文化大、鹿児島大、久留米大、駒澤大、東海大、日本大、福岡大、甲南大、中京大、白鷗大、名城大、京都産業大、國學院大、獨協大、龍谷大、島根大、神奈川大 ~H26.6 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請	3,809人 対前年度 ▲452人 (▲10.6%) 対ピーク時 ▲2,016人 (▲34.6%) 削減校数 26校	【学生募集停止表明】 H26.4 鹿児島大(H27.4より停止) H26.5 香川大(H27.4より停止) H26.5 広島修道大(H27.4より停止) H26.6 獨協大(H27.4より停止) 白鷗大(H27.4より停止) H26.9 東洋大(H28.4より停止) H26.10 静岡大(H28.4より停止) H26.12 愛知学院大(H28.4より停止) H27.3 京都産業大(H28.4より停止) H27.3 熊本大(H28.4より停止)
H27	H27.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表 〔基礎額設定の指標として、競争倍率に係る指標を追加するとともに、司法試験合格率に係る指標を充実〕	3,169人 対前年度 ▲640人 (▲16.8%) 対ピーク時 ▲2,656人 (▲45.6%) 削減校数 34校	H27.6 山梨学院大(H28.4より停止) H27.6 神奈川大(H28.4より停止) H27.6 國學院大(H28.4より停止) H27.6 中京大(H28.4より停止) H27.12 成蹊大(H29.4より停止)
H28		2,724人 対前年度 ▲445人 (▲14.0%) 対ピーク時 ▲3,101人 (▲53.2%) 削減校数 22校	H28.3 名城大(H29.4より停止) H28.5 北海学園大(H30.4より停止)
H29 (見込み)		2,566人 対前年度 ▲158人 (▲5.8%) 対ピーク時 ▲3,259人 (▲55.9%) 削減校数 8校	